

令和 8 年秋季下関市火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の火災予防思想の高揚と火災予防体制の充実強化を図り、高齢者を中心に住宅火災による犠牲者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 実施期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から 11 月 15 日（日）までの 7 日間

3 全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

4 重点推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等と連携して各種講習会及びイベント等並びに住宅防火訪問を実施し、住宅における出火防止や火災の拡大防止対策を徹底し、「逃げ遅れ」による死者の発生を防止するため、以下の取組を実施する。

ア 住宅用火災警報器の設置、作動を確認するための点検及び経年劣化した本体の交換について周知するとともに、連動型住宅用火災警報器、屋外警報装置付き住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能を併せ持つ機器を推奨する。

イ カーテン、寝具、衣類などの防災品及び消火器等の住宅用防災機器の普及促進を図る。

ウ 電気火災の危険性に係る広報を実施する。

エ たばこ火災に係る注意喚起の広報を実施する。

オ 木造建物等が密集する地域に対する防火指導推進のため、火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底を図るとともに、自治会や商店街組合等の地域関係者を主体とした地域ぐるみの訓練等の実施を推進する。

(2) 地震火災対策の推進

地震火災を予防するため、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火

装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を図る。

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進する。

(3) 林野火災予防対策の推進

林野火災は、発生原因の大半がたき火、火入れ、放火（疑いを含む）等の人為的な要因によること等を踏まえ、林野周辺住民や入山者等に対して、その対象者に応じた火気の適切な使用などの火災予防の広報・啓発等を実施するとともに、関係機関と連携して取組を推進し、林野火災に対する防火意識の醸成を図る。

ア 林野周辺の住民、入山者等の防火意識の高揚を図る。

イ 野焼きやたき火等を行う場合の届出の励行及び消火準備や監視の徹底に係る注意喚起の広報を実施する。

ウ 火入れの相談又は火入れの情報を入手した場合は、関係者に対して森林法に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導する。

エ 1月1日から5月31日までの間に運用される林野火災注意報・林野火災警報について、たき火の届出や火入れの許可等の際に制度を周知するとともに、対象地域での消防車両等による効果的な巡回広報を実施する。

(4) 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底

ア 飲食店の厨房設備の天蓋及び排気ダクト内の定期的な清掃等について指導するなど、適切な使用・維持管理を徹底して出火防止を図る。

イ 旅館・ホテル、入所を伴う社会福祉施設及び有床診療所・病院等を重点に防火指導を実施し、防火安全対策の徹底を図る。

ウ 施設関係者が不在となる施設での一般的な防火安全対策及び施設に潜在する火災危険性を施設管理者等に周知し、利用者の避難安全の確保等の徹底を図る。

エ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組を推進する。

オ 直通階段が一つの防火対象物において、廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設や防火戸等の適正な維持管理を指導するとともに、直通階段が使用できない場合などの状況に応じた避難方法を含めた消防訓練の推進を図る。

カ バイオマス発電施設を有する防火対象物に対し、木質ペレットの性質に起因する火災に係る自主保安の強化を図るよう指導するなど、防火安全対策を徹底する。

キ 違反のある防火対象物に対する是正指導を推進する。

(5) 製品火災や電気火災、燃焼機器による火災の防止に向けた取組の推進

ア 電気機器のリコール情報等、製品火災に関する情報の周知徹底を図る。特に近年モバイルバッテリーなどリチウムイオン蓄電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にあるので、安全性が確保されたマーク付きの商品の購入や不要となった充電式電池の処分方法等について住民に対し注意喚起を行う。

イ 電気製品、配線器具、燃焼機器等の適切な使用・維持管理の徹底を図る。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底

催しの主催者、関係者及び露店業者等に対し、照明器具の取扱い及びガソリン等の適正な貯蔵・取扱いを指導するとともに、火気器具を使用する屋台等へ出火防止対策の徹底を図る。

(7) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化

ア 住宅密集地等、延焼拡大の危険性が高い地域を中心に火災予防対策や警戒の強化を図るとともに防火訓練等を実施する。

イ 乾燥注意報や強風注意報等発表時には、屋外での火気取扱いについて注意を促す等、火災予防広報を実施する。

(8) 放火火災防止対策の推進

ア 自治会等と連携し、放火されない環境づくりを推進する。

イ 防火対象物における放火火災防止対策及び可燃物の整理整頓等、従業員に対する防火教育の徹底を図る。

ウ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底を図る。

(9) 消火器の適切な維持管理の推進

ア リーフレット等を活用し、事業所等に対し消火器の適切な維持管理の周知徹底及び不適正取引による訪問点検や販売について注意喚起を行う。

イ 老朽化消火器の適切な取扱いについて周知するとともに、一斉回収を行い、老朽化消火器による事故防止の推進を図る。

5 広報等

- (1) 防災フェアにおいて女性防火クラブ、消防団及び関係事業所と連携して市民の防火意識の高揚を図る。
- (2) 消防車及び広報車等による巡回広報、懸垂幕、横断幕の掲出、ホームページへの掲載、各種 SNS への投稿、デジタルサイネージ、電光掲示板や百貨店等各種店舗の放送設備の活用等あらゆる広報媒体により本運動の実施を広く呼びかけ、市民の防火意識の高揚を図るとともに、消防団及び女性防火クラブ等の自主防災組織と連携した自治会、事業所等における各種防火行事を積極的に推進する。